

整理番号 3 2. 公共測量成果一式

- ・ 本規程 第 2 5 条（品質評価及び成果等の整理）に基づき成果を作成すること。
- ・ 公共測量成果（国土地理院提出用）C D—R については「国土地理院の助言」に記載された条件に従い「電子納品成果」の形式で格納すること。